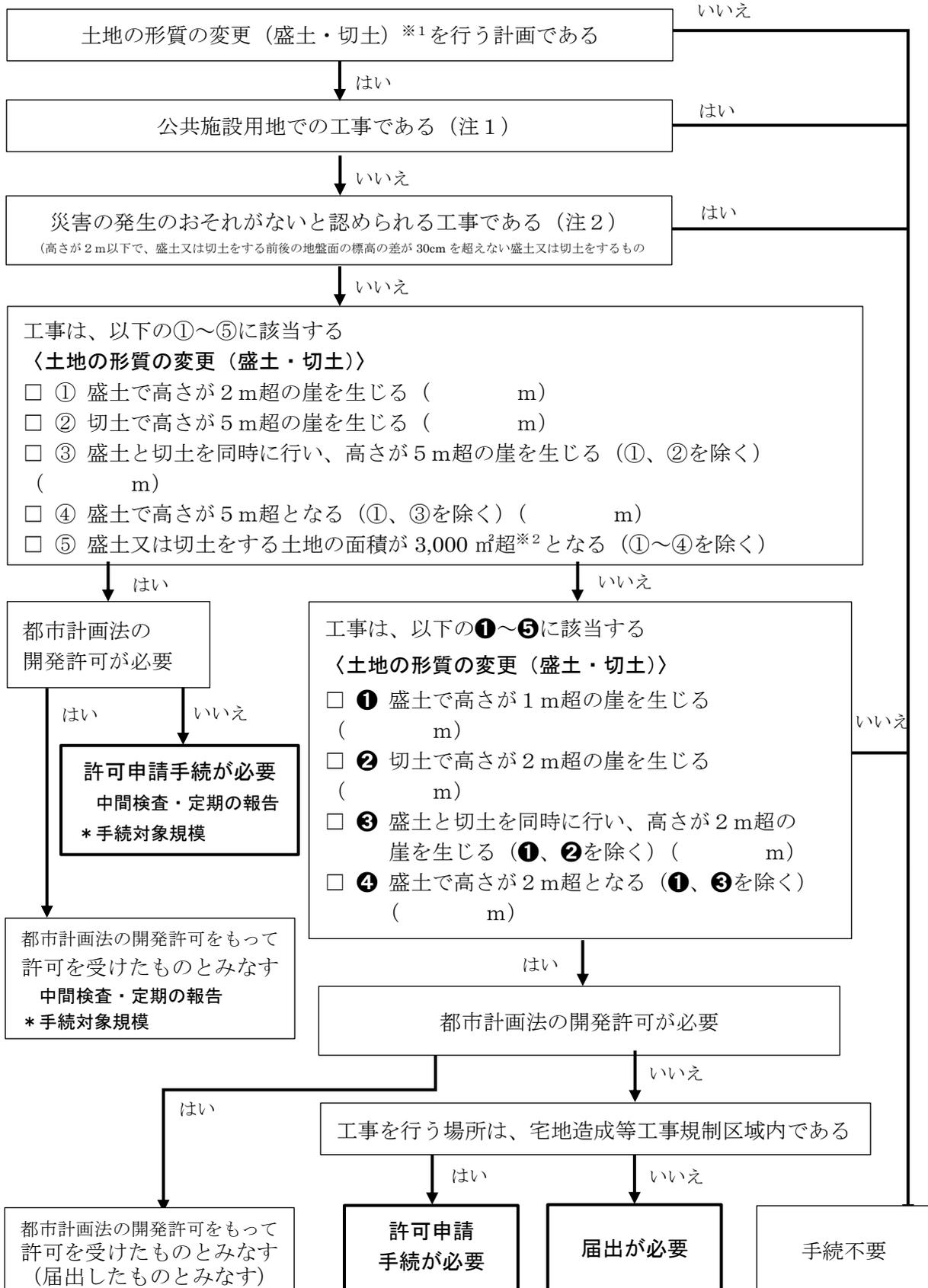


盛土規制法 手続の要否の判定フロー（土地の形質変更〈盛土・切土〉）



※1 通常の営農行為（注3）の範疇にある耕起等やグラウンド等を維持するための土砂の敷き均し等は、土地の形質の変更に該当しない。

※2 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cm以下の部分を除く。

注1・2・3について宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き P1-13「1.8.2 第一編 規制対象外又は許可・届出が不要となる工事」を参照してください。